

第4回 「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場 議事要旨

開催日時：令和8年9月11日（金）8時30分～9時30分

場所：オンライン

出席者

全国知事会：会長	阿部 守一	長野県知事
地方税財政常任委員会副委員長	村岡 嗣政	山口県知事
全国市長会：会長	松井 一實	広島市長
都市税制調査委員会委員長	富田 成輝	岐阜県可児市長
財政委員会委員長	中野 正康	愛知県一宮市長
社会文教委員会委員長	都竹 淳也	岐阜県飛騨市長
全国町村会：会長	棚野 孝夫	北海道白糠町長
行政委員会委員長	美浦 喜明	福岡県水巻町長
財政委員会委員長	中島 栄	茨城県美浦村長
政 府：城内 実	全世代型社会保障改革担当大臣	
金子 容三	内閣府大臣政務官	
高橋 克法	総務副大臣	
中谷 真一	財務副大臣	
栗原 涉	厚生労働大臣政務官	

開会・冒頭挨拶

<城内大臣>

第4回「『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。全国知事会、全国市長会、全国町村会の皆様におかれては、前回の協議から間もない中において、また、大変ご多忙の中、本日もご参加いただいたことに対し、心より感謝申し上げます。

前回の第3回の協議の場では、これまでの協議の場等でいただいた多岐にわたる貴重なご指摘を踏まえ、政府としての対応について、具体的な案をご説明させていただいたところ。これに関しても、さらに皆様からご意見を賜った。

本日は、大綱の決定に向けて、前回の協議の場でのご意見への対応等についてご説明させていただき、また協議させていただきたいと思うので、何卒よろしくお願い申し上げます。

<阿部知事>

城内大臣、各省庁政務三役をはじめ、皆様には、今回の「給付付き税額控除」、就業者負担軽減支援金の創設に向け、大変なご尽力をなされていることに心から敬意を表したい。また、今回もこのような形で協議の場を設けていただいたことに

感謝申し上げます。

全国知事会としては、本制度は全国一律で実施する、いわば国策であり、本来国の責任で実施すべきものであることから、地方に役割を求める場合には、市町村をはじめとする地方の実情を十分踏まえ、事務負担の最小化と確実な財源措置を講じること、また、国と地方の役割分担を固定化することなく、国の一元的な制度執行を見据えながら不断の見直しを行うことなどを、一貫して申し上げてきた。

前回の協議の場においては、国から大綱案が示され、国と地方の負担割合の方向性や、国と地方が継続して協議を行う方針等が示された。これを受け、全国知事会では、一昨日、臨時の地方税財政常任委員会を開催し、意見交換を行ったところ。本日は、その議論を踏まえた全国知事会としての考え方を、申し述べさせていただきたい。

この制度はまだ多くの検討課題が残されていると考えている。本日の協議をもって議論を終えることなく、国と地方の役割分担の在り方や、国による直接給付を含む制度の将来像等、制度の根幹に関わる課題についても、地方の意見を十分踏まえながら、継続して検討を進めていただくことをお願い申し上げます。

<松井市長>

本日もこのように発言の機会を設けていただき、厚く御礼申し上げます。これまで地方から申し上げてきた意見を踏まえ、検討を着実に進めていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

これまで3回の協議の場を重ねてきたが、以前より申し上げているとおり、「所得に応じたきめ細かな給付」を行う就業者負担軽減支援金の導入自体について、その重要性や意義は一定の理解をすところ。この点については、一昨日の全国市長会政策推進委員会等合同会議において、制度導入の趣旨等が十分に理解できないとの指摘があったことに対し、富田市長から明確な説明をさせていただいたところであり、ご質問にしっかりと答えてきた。また、現状において、新たな制度に対して費用負担の面を中心に、地方の意見を多く反映していただいていると受け止めている。

しかしながら、新たな事務負担の増加への対策をはじめ、国と地方の役割分担の在り方や給付の事務に関わる財源を含めた財政的負担等、過去の経験を踏まえ、多くの市長から指摘のあった課題も含め、制度実施に向けた準備を進める上での不可欠な事項等について、引き続きご検討いただきたい。

最後に重ねて、本日の協議も含め、我々都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、引き続き、国と地方との間で丁寧な協議を重ね、円滑な制度の実施に向けて検討を進めていただくようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

<棚野町長>

4回目の協議の場になるわけだが、冒頭、全国町村会を代表して一言ご挨拶をさせていただきます。

現時点でということだが、新たな支援金制度の全容がいまだ明らかになっていない点がある中、町村の現場では、漠然とした不安感に包まれているところもあるが、これまでの3回の協議を経て、一步一步ではあるが、前進していると感じているところでもある。この間、城内大臣をはじめ、各副大臣、また関係する皆様方のご尽力に敬意と感謝を申し上げる。

しかしながら、前回の会合でも私どもが申し上げた給付事務を地方に行わせる期間の明確化、国による直接給付に移行するまでの工程表の提示、さらには、実務検討チームにおいて提出をされた意見等への対応、令和11年度の給付の在り方等、意見が十分に反映されていないもの、引き続き協議が必要なものが多く残されているところ。

本日は、これまでの協議の場での地方側の意見を踏まえたさらなる対応を確認させていただき、また、昨日開催された全国町村会の理事会で出された意見も踏まえて、改めて本会としての意見を申し上げたいと思うので、引き続き、誠意をもって協議をいただき、地方側の納得感が得られる形となるようお願いを申し上げ、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

資料1：第3回協議の場でのご意見への対応について

<城内大臣>

資料1をご覧いただきたい。

前回の協議の場では、さらなる制度の具体化に向けては、地方三団体と今後のスケジュールを共有し、引き続き丁寧に協議していただきたい、また、国による直接給付の実現に向けた期限と工程表を明示してほしいといったご意見をいただいた。

2ページは今後のスケジュールのイメージである。令和9年度の制度開始に向けて、本年末までの間で、できる限り速やかに就業者負担軽減支援金に関する費用の負担割合や円滑な制度の実施に必要な事項について協議させていただきとともに、実務検討チームにおける検討も継続させていただきたいと考えている。

そして、国と地方の役割分担の在り方等については、国の役割を拡大する方向で、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方、その他円滑な制度の実施に必要な事項について、本制度の導入後、速やかに「『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」において協議させていただきたい。

この協議については、国が直接給付を行う場合の論点整理を含めて、必要の都度、少なくとも年に2回は実施したいと考えている。また、国と地方の役割分担の在り方等に関しては、前回の協議でご説明した大綱の案文に、私が今ご説明したように、国の役割を拡大する方向で、また、本制度の導入を速やかに、という2点を追加で明記させていただきたいと考えている。

3ページをご覧いただきたい。令和11年4月の給付については、前回の協議の場で、自治体にとって多忙な時期であり、大変大きな負担となることから、慎重に検討させていただきたいといったご意見を頂戴した。

この点については、前回の協議の場でも、年度替わりの自治体の事務負担を十分

考慮し、具体的な執行等については地方と協議する旨をご説明したが、今後の検討の方向性を追記している。

具体的には、令和 11 年 4 月支給は、既に確定した令和 10 年度受給資格者に対し、改めての受給意思確認等を要することなく、支援額のみ変更して支給する。支援額については、自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等に支障が生じないよう、前もって決定し、繁忙期を迎える前の 2 月までに支給の準備を終え、4 月は金融機関における振込のみ実施するような仕組みを検討したいと考えており、よく協議させていただきたいと考えている。

4 ページをご覧いただきたい。

前回の協議の場では、いわゆる教育無償化の経緯も踏まえ、政府全体として、国と地方の協議プロセスを担保する仕組みについて、地方三団体と協議し、具体化してほしいといったご意見を頂戴した。

この点については、地方に大きな事務負担及び費用負担が生じる分野において、国と地方が丁寧に意見交換を行うことが重要であるという、地方側の皆様のご意見も踏まえて、関係府省と連携し、新たな協議の仕組みについて検討を行うこととしたいと考えている。

なお、前回協議の場では、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について早急に協議の場を設置し、具体的な検討を進めていただきたいというご意見もあったが、子育て支援の在り方については、ナショナルスタンダードの観点も踏まえつつ、「こども政策に関する国と地方の協議の場」等において議論することとしている。

<阿部知事>

冒頭、私から発言をさせていただき、後ほど財政部分を中心に、村岡知事から発言させていただきたい。

全国知事会においては、9 月 9 日に臨時の地方税財政常任委員会を開催した。各知事からは様々意見が出された。本日は、そこでの意見を踏まえて、知事会としての考え方を申し上げたい。

まず、本制度の在り方についてである。先ほど申し上げたように、本制度は全国一律で実施をする、いわば国策であり、本来は国の責任において実施するべきものと考えている。都道府県の中には、国が地方の財政負担ありきで議論を進めていること自体が不適當だという意見もあった。国による直接給付の実現に向け、地方の意見を十分踏まえながら、継続して検討を行っていただきたい。また、市町村をはじめ地方の事務については最小化するというのをぜひ徹底いただきたい。国が前面に立って、万全の体制を構築していただきたい。

続いて、事務執行と市町村に対する支援についてである。給付事務の執行の在り方については、相当な事務負担となる市町村の意見を十分反映したものとしていただきたい。また、市町村への支援については、給付事務が本来国の責任で実施すべきものであること及び都道府県の人的資源にも限界があることを踏まえ、国が

責任を持って実施していただきたい。

今回の給付事務は、本来は国が果たすべき役割に係るものであることから、国による直接給付の実現に向けた期限と工程表について、先ほど大臣からも言及いただいたが、具体的な形で、我々とスケジュールを共有して取り組んでいただきたい。最終的には、国がしっかり責任を持って実施するという方向づけをしていただきたい。また、市町村等の意見・要望を十分踏まえ、本格導入までに実現すべき負担軽減策についても、具体的な工程表とともに明示していただきたい。

さらに、令和11年度の給付については、2回の給付が行われるという前提になる。とりわけ年度替わりとなる4月における支給は、市町村現場に過大な負担となることが見込まれる。大臣からも先ほどこの点について言及いただいたが、ぜひ地方の意見を十分踏まえて慎重な検討をお願いしたい。

また、本格給付に向けて、さらに具体的な事務処理を詰めていく形になるが、制度がどんどん複雑化すると、事務も大変になる。加えて、事務に要するコストも高くなるので、市町村をはじめ、現場の声を丁寧に聞いていただいた上で、できる限りシンプルな制度設計にしていきたい。

次に、今後の協議についてである。国においては、就業者負担軽減支援金の具体化に向けて、中・低所得の現役勤労者の負担軽減や就労促進にとどまらず、国も地方も共通して直面しているのは人口減少なので、こうした状況も踏まえた政策効果も念頭に置きながら丁寧な制度設計を行っていただきたい。

全国知事会としては、給付財源のみならず事務費を含めた地方負担について、国の責任において必要な財源が安定的かつ確実に措置されることが大前提と考えている。この点も政府としてのお考えを示されたわけだが、そこは確実に実行していただきたい。

今回、本制度の実施に係る国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場において地方と十分に協議して、継続して検討していくという方針が出されている。このことについては、これまでの我々の声を受け止めていただいたものと評価するところ。今後、さらなる制度の具体化にはまだ様々な論点が残っていると思うので、引き続き、我々三団体と丁寧な協議を行っていただきたい。

とりわけ、例えば財政については、負担割合が国は3分の2以上というところまでは示されているが、それ以上のことは未定である。この支援金の具体的な内容の設計と併せてという形にはなろうかと思うが、考え方がまとまった後、いきなりこれでということを示されることがないように、継続的な、丁寧な協議を行っていただきたい。

最後に、国と地方の協議全般について申し上げたい。先ほど大臣から、国と地方の協議についてご説明をいただいた。この点についても、私どもの考え方を踏まえてご提示いただいたものと受け止めており、大変ありがたく思っている。協議の仕組みについて検討を行うということであるが、我々の意見も踏まえていただいた上で、早急に具体化していただきたい。

また、ナショナルスタンダード、子育て支援の部分については、我々としては、政府との関係では昨年からの約束事項だと受け止めている。ここについても具体的な検討が進むように、政府全体を挙げて取り組んでいただきたい。

給付に係る財政負担あるいは消費税率の引下げによる地方財政への影響については、地方税財政常任委員会副委員長の村岡知事から申し上げさせていただく。

<村岡知事>

私からは、阿部知事の発言を受けて、特に財政負担の点、給付に係る財政負担、そして、消費税率の引下げによる地方財政の影響について申し上げたい。

前回も申し上げたが、就業者負担軽減支援金を導入し、中・低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やしていく。そして、「年収の壁」等による働き控えを緩和して就労促進を図っていく。この方向性については知事会としても一定程度理解するところ。

今回、大綱において給付費の3分の2以上を国が負担すること、そして、地方の負担額全額を地方財政計画の歳出に計上した上で一般財源総額を増額確保することや、不交付団体に対して特別交付金を交付すること等、地方負担に対する財源措置の方向性が示された。

全国知事会としては、国の責任において、地方負担分に対応する財源を確実に目に見える形で措置をし、個別団体の財政運営に支障が生じないようにすること、そして、不交付団体についても財政運営に支障が生じないように必要な財源を確実に措置することを大前提として、税負担を求めている都道府県として一定の役割を果たすことはやむを得ないものと認識している。ただし、この点については、全ての自治体に新たな財政負担が生じないように、地方財政措置ではなくて全額国費で措置する等、あくまで国の責任と財源における安定的かつ確実な財政措置を求めるべきという意見があることは申し上げておきたい。

一方、給付の規模、対象者、給付額等、制度の全体像は、現時点においても明らかになっておらず、地方の負担割合等について結論を出すことは極めて困難である。したがって、国と地方が対等な立場で丁寧に協議を行い、合理的な制度設計と国と地方の役割分担の整理を行うことを強く求めたい。その際には、住民税と所得税では所得再分配機能に大きな違いがあること、また、既に地方が独自財源で実施をしている中・低所得者に対する支援策、こうしたことも十分考慮した上で検討していただきたい。

次に、飲食料品に係る消費税率の引下げによる地方財政への影響についてである。消費税率の4割近くは、地方消費税や地方交付税を通じて地方の貴重な財源となっており、医療・介護、子ども・子育て支援等の社会保障サービスを支えている。飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに伴い地方消費税が減収することに加え、国税である消費税の減収により地方交付税の法定率分も減少することになる。

これらの地方財政への影響額について、国から、令和9年度及び令和10年度の地方消費税の減収額の全額を地方特例交付金によって補填する、各年度において

必要な地方交付税総額を確保するという方針が示されたところである。給付に係る財政措置とは別に、これらを確実に実施していただくよう強く求めたい。

また、農林水産業事業者等や外食産業はじめとする事業者への影響を十分に把握して、必要な支援を確実に講じていただきたい。

政府におかれては、ただいま申し上げた点を十分に踏まえて、引き続き地方と丁寧な協議をしていただきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

<富田市長>

国におかれては、前回の第3回協議において私どもから申し上げさせていただいた意見を踏まえ、今回対応をお示しいただき感謝。

そもそも、今回の新たな制度については、具体的な内容が十分示されないまま議論が進められているということで、多くの不安や懸念の声が広がっている。先日、本会において開催した会議においても、率直に申し上げると、出席した多くの市長から懸念の声が寄せられた。特に実施主体や事務負担等、制度の具体的な内容について、正確な情報が十分浸透しているとは言い難い状況にあったところ。

先ほどの松井市長の挨拶にもあったが、今回の案において具体的にお示しいただいた点については、一定の対応を図っていただいたと受け止めているが、引き続きご検討いただきたい事項もあるので、それらを踏まえて発言させていただきたい。

まず、実施主体である。お示しいただいている案では、国と地方の役割分担の在り方については、国の役割を拡大する方向で、本制度の導入後速やかに地方と十分協議を行い、継続して検討を行うとされている。地方団体としても、その検討が確実に進められることを期待している。

そのような中で、当初から申し上げているが、税情報等の共有・活用等を進めることで、国自ら支給事務を直接執行できる体制についてもご検討いただき、その実現に向けた具体的な道筋をお示しいただきたい。

次に、支援金の支給事務についてである。これまでも支給事務の負担軽減について申し上げてきたが、支給回数は年1回としていただいた中で、令和11年4月の支給の取扱いやこども加算等への対応については、事務負担の増加が非常に懸念されている。特に令和11年4月の支給は、実務の現場からも、この時期に都市自治体が支給事務を行うことは不可能ではないかという悲鳴の声が上がっている。先ほど、繁忙期を迎える前の2月までにという話があったが、年明けには繁忙期に入っていくことから、その点も含めて検討をお願いしたい。

また、現時点において対象者の数も明らかにならなく、必要となる事務量や執行体制を具体的に見通すことが難しい状況にある。新たな支給事務を行うためには、その事務を担う人員を確保する必要があるが、それに伴う人件費をはじめとし、支給に要する様々な経費の増加についても懸念する声が上がっている。人員の確保はもとより、人件費を含む支給事務に要する経費についても十分に考慮していただく必要がある。

こうした現場の実情を十分に踏まえ、具体的な執行等については、支給事務を円滑に進めることができるよう、事務負担の軽減に十分配慮いただくようお願い申し上げます。

事務の詳細については実務検討チームにおいて検討が進められているが、制度の具体化が進むにつれ、支給事務に関わる課題もより明らかになってくると考えている。引き続き、事務負担をできる限り軽減する方向で、丁寧にご検討いただきたい。

次に、就業者負担軽減支援金の支給に要する費用の負担については、支給規模や支給額等の全体像が示されておらず、地方にどの程度の負担が生じるかが明らかでない中で、地方の負担に関する結論を出すことは極めて困難であり、引き続き国と地方の間で丁寧な議論を重ねていただきたい。

また、費用の負担について、地方が役割を担うこととなった場合には、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに支障が生じることがないように、不交付団体に対する特別交付金の交付や、令和9年度及び令和10年度における全市町村に対する特別交付金の交付等について、確実に措置いただくようお願い申し上げます。

次に、低所得の就業者等への措置の在り方についてである。基本方針においては、支援金の支給以外にも、低所得の就業者等に対する措置の在り方や、国保制度における所得に応じた負担軽減策の拡充等について、令和10年度中に結論を得ることとされている。こうした措置についても、支援を必要とする方に適切に支援が届く制度となるよう、今後十分にご検討をお願いしたい。

次に、制度施行後の見直しについてである。新たな支援金制度については、我々が当初から申し上げているとおり、実施主体の事務負担に十分配慮した、できる限りシンプルで効率的な制度とすることが重要である。制度施行後においても、実際の運用状況や地方の事務負担等を十分に検証いただき、必要に応じて制度の見直しを行っていただきたい。

なお、先日の会議の出席者の市長からは、今回の支援金制度が勤労性の所得に着目したものであれば、確定申告や年末調整等を活用することにより事務負担の軽減につながるのではないかとといった意見もあった。この点については、社会保障国民会議の有識者会議でも議論があり、その課題等についても認識しているが、こうした意見も踏まえ、地方に過度な事務負担を生じさせることがなく、より簡素で効率的な仕組みとなるよう、引き続き検討を進めていただくようお願い申し上げます。

最後になるが、今回の制度は新たに創設されるものであり、その円滑な導入に当たっては、前から申し上げているように、制度の重要性や意義について、地方自治体はもとより、国民全体に十分な理解が広がることが極めて重要であると考えており、そのことが地方自治体における円滑な制度運用や事務の執行にもつながるものと考えている。国におかれては、制度の意義や目的、具体的な仕組み等について、分かりやすく、丁寧に説明するとともに、引き続き十分な周知・広報に努めていただくようお願い申し上げます。

続いて、都竹市長から発言する。

<都竹市長>。

補足させていただきたい。一昨日、本会において開催した会議において、制度の趣旨・目的は理解するとの意見が出た一方で、特に事務負担が増加すること、また極めて短時間の中でその議論が進んでいることについて、大変厳しい意見があった。また、そもそも制度の意義や目的、具体的な事務の内容が十分分からないという声もあった。こうした状況を踏まえると、全国の市区町村長に十分な理解が広がっていないのではないかと考えられ、このまま議論が進むことに大きな不安を感じている。

また、各自治体とも、コロナ禍以来の度重なる給付事務を通じて、筆舌に尽くしがたい大変な苦労をしてきた。そこへ恒久制度である新たな給付事務が導入されることに、極めて強い警戒感を持っている。そして、国自ら給付を行う体制の整備は以前からの課題であったのにもかかわらず、なぜ今になってもできないのか、今まで何をやってきたのかという割り切れない思いがある。

城内大臣をはじめ皆様方におかれては、これまで我々の意見に対して真摯に向き合っていただき、極めて難しい中で善処いただいていることに本当に深く感謝している。その上で、こうした現場の懸念に応えて、理解と納得を得ながら進めていただくことは、対等の立場にある国と地方の信頼関係に関わる重要な問題であると考えている。時間の制約があったとしても、速やかに全自治体に向け、広くかつ丁寧にご説明をいただいた上で、現場の声を十分に反映し、必要な準備期間を確保できるよう、引き続き丁寧な協議を行っていただくようお願い申し上げます。

あわせて、今回示された、国の役割を拡大する方向での検討を確実に進めていただき、国が直接給付を行う体制の実現に向けた具体的な道筋を早期にお示しいただきたい。これは、市民に直接向き合っている我々現場の叫びとご理解いただきたい。

取りまとめの回に当たり、失礼ながら一言申し上げさせていただいた。

<中島村長>

初めに、これまでの協議の場で申し上げてきたとおり、人口減少が進み、自主財源の確保に苦慮している町村では、新たな財政負担を受け入れられるような余力は到底ない。この厳しい実情については、国においても十分ご認識いただいているものと思う。その上で、地方の費用負担割合の決定に際しては、今後継続する協議において、地方の納得感が得られるまでしっかりと協議をしていただけるものと理解しているので、よろしくお願いしたい。

不交付団体に対する特別交付金による措置等、地方の懸念に対して一定のご配慮をいただいた点については感謝申し上げます。地方に生じる負担については申し上げますまでもないが、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において確実に財源保障が講じられなければならない。その具体的な措置に当たっ

ては、個々の町村の実際の財政負担に対し、見える形で確実に措置いただくよう強くお願いする。

<美浦町長>

ただいま、大綱案についてご説明いただいたが、私ども地方に対して一定の配慮をお示しいただいたことに感謝を申し上げます。その上で、これまでも繰り返し申し上げてきた事務負担の軽減について、町村の極めて切実な課題として改めて意見を申し上げます。

役場職員の確保も年々困難となっている中、少ない人数で多くの事務を行っている町村にとって、新たな給付事務を担うこと自体が大きな負担となる。現在の状況のまま給付事務を実施することとなれば、役場職員に過度な負担が生じることになる。人材確保に対し、十分な支援を行っていただくようお願いする。

今回の給付事務は、本来国が直接行うものであることから、地方がその事務を担う期間は限られるべきである。その期間を明確にさせていただき、国による直接給付に移行するまでの工程表を示していただくとともに、定期的な進捗報告をお願いする。

私ども町村の事務負担の軽減及び国による直接給付の実現に向け、公金受取口座の登録数を増やすことは不可欠である。今回の給付事務に限らず、今後の様々な施策にも活用できるよう、ぜひこの機会に、あらゆる手段を講じ、国の責任において強力に推進していただくようお願いする。

支給回数については、令和11年度については年2回、さらにそのうち1回は多忙を極める4月に行うということだが、相当な困難を極める。事務負担の軽減策についてご検討いただけるとのことだが、令和11年度までにはまだ時間もあるので、国が直接実施することなども含め、協議を継続していただくようお願いする。

実務検討チームにおいて、現場の職員から寄せられた様々な意見や懸念、疑問をまとめた資料を提出している。これら一つ一つが解決されなければ、円滑かつ公平な運用はできない。事務負担軽減の観点からも、誠意ある対応をお願いする。

<城内大臣>

ただいま、全国知事会から阿部知事、村岡知事、そして、全国市長会から、富田市長、都竹市長、さらには、全国町村会から中島村長、美浦町長から貴重なご意見を頂戴した。改めて感謝を申し上げたい。

自治体の事務負担については、今回、前回の協議で特にご指摘があった令和11年度中の支援金の支給について、自治体の皆様のご負担を考慮した、具体的な執行等に支障が生じないように、簡素な仕組みとするといった検討の方向性をお示した。これに限らず、自治体の皆様の事務負担を最小化する方向で、引き続き地方の実務をしっかりと伺いしながら、国が前面に立って対応策を講じていく。

財政負担については、これまでの皆様からのご指摘も踏まえ、地方の負担割合等について具体的に決定する際には、十分協議させていただくこととした。事務費等

に係る措置を含め、財政運営に支障が生じないように適切に対応してまいらる。

これらの点も含め、この協議の場は継続させていただき、国と地方の役割分担の在り方や円滑な制度の実施に向けて必要な事項について、引き続き協議させていただきたいと考えているので、何卒よろしくお願い申し上げます。

これまでの間、皆様と率直に意見交換ができたことに対し、改めて御礼を申し上げます。この協議の場や実務検討チームは継続させ、引き続き地方の皆様と丁寧に丁寧に協議をさせていただきたい。このことを前提にして、本日お配りしている大綱案の内容で、政府として所要の進めることとさせていただきたいと思うが、よろしいか。

<阿部知事>

ただいまの城内大臣からの投げかけに対し、回答を申し上げます。

全国知事会としては、事務負担については市町村の意見を十分反映するとともに、その最小化を徹底すること。財政負担については、地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営にも支障が生じないようにするとともに、消費税率の引下げによる地方財政への影響についても確実に対応すること。さらなる制度の具体化に向けては、国と地方の負担割合や国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、我々地方三団体との間で早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で丁寧に協議を行っていただくこと。以上をお約束いただくことを大前提として、大綱案の内容で所要の進めていただくことに同意する。

これは大変難しい課題なので、城内大臣をはじめ関係省庁の皆様方は、我々との協議のみならず大変苦勞をされていると思う。そのことには心から敬意を表し、また、こういう形で協議いただいていることには心から感謝を申し上げます。

その上で、全国知事会長という立場で、国と地方の構造的な関係について一言申し上げます。私ども地方としても、国民生活を支える新たな制度をつくること自体には、当然、しっかり政府に協力していかなければいけない立場だと考えている。しかしながら、この間、私からも、あるいは市長会、町村会からも様々な意見が出ているように、今回の議論の進め方に関しては、率直に申し上げて大変な違和感を持つところ。今回、詳細な制度設計が明らかでない中で大きな判断を求められたという点については、国と地方の対等な関係という観点から懸念を持たざるを得ないというのが率直な思いである。

今回、制度の基本的な枠組みを議論する中で、突然地方負担という話が出てきた。さらに、給付事務についても、これまで市町村が頑張って給付事務を行っていたことから、ある意味当然のように市町村や都道府県が担うことを前提とした議論が行われてきている。

しかしながら、地方自治の本旨、あるいはこれまで積み上げられてきた地方分権改革の理念に照らせば、国と地方は上下・主従の関係ではなく、対等・協力の関係にある。分権改革によって機関委任事務を廃止したのも、まさに国が決めた政策を

地方が当然に執行するという関係を改めるためであったはずである。地方自治法も、国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることを基本としている。

したがって、国が新たな政策を企画・立案する際に、その財政負担や執行事務を地方に求めるのであれば、まずは地方が負担すべきなのか、なぜ地方が担うべきなのか、こうした制度の性格を国と地方の役割分担に立ち返って整理することが基本だと考えている。地方にお願いすればできる、あるいは、住民に近い都道府県や市町村に担ってもらえばいいといった発想であってはならないと、私は考えている。

とりわけ、法定受託事務については、地方自治法上、国が本来果たすべき役割に係る事務を地方が処理する仕組みである。したがって、国の新しい政策を実施するたびに安易に法定受託事務を増やしていくようなことになれば、分権改革以前の国と地方の関係に逆戻りしかねない。

今回、知事会として、あるいは私、全国知事会長の立場としては、国民に必要な制度を円滑にスタートさせるという大局的な観点から、まさに苦渋の選択として協力する方向で考えざるを得ないと思っている。しかし、これをもって今後も同様の進め方が許容されるという前例にしてはいけないと思っている。

先ほど、国と地方の協議について、仕組みの検討を行っていただくという話があったが、大変ありがたいことだと思っている。今回のことを契機に、政府におかれては、地方自治の本旨、これまでの分権改革の歴史をぜひ振り返っていただきたい。そして、今後、新たな制度を創設し、地方に事務負担あるいは財政負担、こうしたものを求める場合には、制度設計の初期段階から我々地方と十分に協議いただき、国と地方の役割分担、財源負担、事務執行の主体について、合理的な根拠を明確にした上で決定をしていく、こうしたことを我々地方と政府との関係の基本的なルールとして確立していただきたいと考えている。

我々地方は政府に協力することは全くやぶさかではない。ただ、その一方で、私どもは独自の事務を行っている主体であり、決して国の下請機関ではない。国と地方は共に国民・住民の暮らしに責任を持つ対等な行政主体である。今回の制度をよりよいものにしていくためにも、また今後、国民のために国と地方が力を合わせてよりよい政策を実現していく上でも、政府におかれては、ぜひ地方自治の原点に立ち返った考え方、対応をお願いしていきたい。

城内大臣には本当にご尽力をいただいていると思っている。今申し上げたのは、今回の大臣のご対応ということだけでなく、国と地方全般における現状を踏まえた発言である。こうした我々の問題意識をぜひ政府全体でしっかり受け止めていただいて、今後この協議も続くわけで、我々も誠実に対応していきたいと思うので、政府におかれても、国と地方の関係性の在り方について、ぜひこれからも十分意を用いながら取り組んでいただくことを心からお願いをしたい。

<松井市長>

私から意見を述べさせていただきます。

大綱案の決定等に向けての進められることについては理解させていただくが、先ほどより富田市長及び都竹市長からも申し上げたとおり、継続して協議いただくべき課題が多々残されているので、私としては阿部知事の意見と全く同感である。城内大臣からの発言にあったとおり、引き続き丁寧な協議を進めていく中で、円滑かつ具体的な課題解決策を提示していただくよう、よろしくお願いしたい。

<棚野町長>

全国町村会としての発言をさせていただきたい。

総体の思いは、先ほど阿部会長からお話があったが、全く同じ思いである。その上で、今回、国と地方を通じた一つの課題について、このような意見交換の場を設けていただいたこと、そして、取りまとめに大変ご尽力をいただいたことにまず深く感謝を申し上げたい。

まず、全国町村会としても、現下の非常に厳しい諸物価の高騰等に所得が追いついていない現状において、新たな支援金制度の中・低所得者の負担軽減による手取りの増加、さらには就労促進という目的と対策については喫緊の課題でもあり、また非常に重要な取組であるという認識を一つにしている。

その上で、新たな制度の全容がいまだ明らかになっていない点もある中、何度も申し上げるが、現場の町村における事務負担の重さや地方財政への影響等については、不透明なままではあるが、引き続き協議を継続していただける点を信じており、評価をさせていただいているところ。

先ほどの城内大臣からの説明の中で、今後の国と地方の役割分担については、国が直接給付を行う場合の論点整理を含めてご検討いただけると伺っている。何度も申し上げているとおり、小規模な自治体ほど人材確保は困難を極めており、これ以上新たな法定受託事務を担わせることのないよう、このような事務を直接執行できる体制を、国において早期に整えていただくことを重ねて強く求めさせていただきたい。

その上で、我々地方から見て、納得感が得られるように取り組むという大臣の力強いお言葉を信じさせていただき、全国町村会としても協力をさせていただきながら、手続を進めるということには異論がないので、ぜひ真摯な対応をよろしくお願いしたい。

最後になるが、今回の新たな支援金制度については、就労促進を図る制度でもあるが、負担を軽減するだけではなく、全ての国民の所得を増やす政策についても引き続き検討いただくことを期待し、意見とさせていただきたい。

<城内大臣>

ただいま全国知事会の阿部会長、そして、全国市長会の松井会長、さらには全国町村会の棚野会長から、それぞれ貴重なご意見を頂戴した。

これまでの皆様のご意見については、担当大臣として責任を持って、しっかりと

受け止め、今後とも真摯に丁寧に協議させていただきたい。したがって、この内容で所要の手続を進めることとさせていただくが、よろしいか。

(出席者から発言なし)

それでは、政府としても、大綱を決定し、法案の提出等、地方の皆様のご理解をいただきながら、制度導入に向けた準備を確実に進めてまいりたい。これからも、しっかり、丁寧に、協議していくので、引き続きご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。